

【用語】群馬郡下滝村—高崎市下滝町 永代—永久 本石町壺丁目  
—東京都中央区 裏行—奥行 実正—真実で間違いないこと 公儀  
—幕府 横合—わき、第三者 違乱—苦情を述べること 加判—文書  
に判を加え、連帯責任者となること 急度—確かに、必ず、相違なく  
埒明—解決させること 売券証文—土地・家屋の売却証文 高浜村  
—高崎市高浜 正金—現金のこと

【解説】天田家は天明三年（一七八三）以降、群馬郡下滝村の名主を世襲した家柄で、寛政期頃には土地集積や質屋業などの商業活動により多大な財力を蓄積していたといわれる。このことは、この文書が作成された寛政七年（二七九五）に、天明の浅間焼けで荒地となった矢中村の開発に三九〇両余の資金を投入していることから裏付けられる。

なかでも、寛政期から文政期にかけての江戸での貸長屋経営は特筆すべきもので、この屋敷売渡し証文は貸長屋業を営む前提となる土地を、箕輪村（箕郷町西明屋カ）の利左衛門（下田家）から購入した際のものである。下田家は安房国勝山藩（千葉県鋸南町）の白川陣屋（群馬郡箕郷町）の在地代官を務めた家柄で、酒造業をはじめ絹・雑穀などを扱う豪商でもあったため、当時、江戸で土地投資を行っていたことが推定される。譲渡の理由は明らかでないが、奥書によれば天田家はこの家屋敷を、高浜村の幸右衛門の仲介で地面のみ五〇〇両で購入し、翌年正月から長屋普請に取り掛かり、三月末に二二八両をかけて完了した。なお、工事は下水道や井戸などの付帯工事以外、大工をはじめ建築資材まで上野国から江戸へ運び込んで行ったことが関連文書から知られている。江戸での貸長屋経営は文政二年（二八一九）鳥屋弥右衛門へ売却するまで二〇年余り継続した。